

東京都北区医療的ケア児保育実施要綱に基づく受け入れ実施フロー（参考）

	主治医	保護者	保育運営係・入園相談係	清水坂保育園
(1)相談 第8条関係		①相談 ⑥保育園へ見学連絡	②説明（入園相談係） ③情報提供 ⑤保育園見学依頼	④確認
(2)医ケア実施申請書 第8条（1）関係 利用申請手続 (3)主治医意見書 第8条（2）関係 利用申請手続	保護者の方へ（ご案内） 確認の上 医療的ケア実施申請書 （内容確認） ↓ ③主治医意見書 （作成）	（保育園見学） ①医療的ケア実施申請書 （作成） ②主治医意見書作成 （依頼） ④主治医意見書（受領）		（保育園見学実施対応）
(4)利用申請 第8条関係		①上記(2)・(3) 主治医意見書 医療的ケア実施申請書 その他主治医提供情報 持参の上、申請	②収受（入園相談係） 保育運営係と共有の上 収受文書を園へ情報提供	③確認 園内関係者共有 園医への情報提供
(5)観察保育 第9条関係 基本7日間以内で実施 原則、期間延長は2回 まで（計21日以内）		④観察保育実施の承諾 ⑤保育園登園 （保護者同伴）	①実施依頼（保育運営係） ⑧記録受領（保育運営係）	②観察保育計画作成 ③実施調整対応 ⑥観察保育実施 ⑦記録作成・送付
(6)医療的ケア審査会 第10条関係 （実施可は下記へ） （実施不可は別対応）		⑤受領	①審査会による判定 （保育運営係） ②結果報告 ④結果通知送付	③結果の妥当性 の確認・補足
(7)利用調整 第11条関係 （可の場合下記へ）		④受領	①利用調整の実施 （入園相談係） ②結果（内定）通知送付 ⑤結果情報提供	③結果の確認
(8)面接・健康診断 第12条関係  （利用承諾） （第13条関係）		②日程調整等承諾 ③保育園登園	⑤面接結果の確認 （入園相談係） 下記(9)(10)を経て 利用承諾書を通知	①面接日程等調整 ④面接・健康診断実施 園医確認の上 結果報告
(9)主治医指示書 第14条関係 主治医指示書作成	③確認 ④指示書作成 ⑦ケア内容・方法指示 （打ち合せ）	②指示書作成・訪問依頼 ⑤ケア内容・方法確認 ⑧情報共有 （打ち合せ）		①指示書作成・主治医訪問 日程調整連絡 ⑥主治医訪問 （打ち合せ） ⑨左記④、⑦受領 （実施計画作成の検討）
(10)実施計画書 第15条関係  （利用承諾） （第13条関係）		③実施計画書受領 ⑤保育園訪問 ⑦医ケア内容確認 ⑩受領	②確認・送付 ⑨利用承諾書通知	①実施計画書作成 ④日程調整対応 ⑥医ケア内容説明 ⑧利用承諾の確認